

★高額療養費と付加給付とは★

高額療養費…国が定める法定給付で、どの健康保険組合でも同様の給付が行われます
付加給付…当組合が独自に条件を指定して行う給付です

【 通常 】

医療費の総額	
窓口負担 3割	療養の給付・7割 健康保険組合が負担します

≪以下の計算例は、標準報酬月額36万円のかたで、3割負担の場合です≫

【例・医療費の総額が25,000円かかったとき】

25,000円 × 3割 = 7,500円 (窓口負担)

【 付加給付の対象となるとき 】

医療費の総額	
窓口負担 3割	療養の給付・7割 健康保険組合が負担します
最終的な 自己負担	付加給付 (払い戻し)

診療月の3か月後に健康保険組合から給付されます。

【例・医療費の総額が90,000円かかったとき】

90,000円 × 3割 = 27,000円 (窓口負担)

窓口負担額が付加給付の指定額25,000円を超えているので、

27,000円 - 25,000円 = 2,000円 (付加給付として、後日に給付されます)

25,000円 (最終的な自己負担)

【 高額療養費の対象となるとき 】

医療費の総額		
窓口負担 3割	療養の給付・7割 健康保険組合が負担します	
高額療養費の 自己負担限度額		
最終的な 自己負担	付加給付 (払い戻し)	高額療養費 (払い戻し)

ひとまず、医療費の3割を窓口負担します。

診療月の3か月後に健康保険組合から給付されます。

【例・医療費の総額が1,000,000円かかったとき】

1,000,000円 × 3割 = 300,000円 (ひとまず、この額を窓口負担します)

窓口負担額が高額療養費の指定額80,100円を超えているので、

80,100円 + (1,000,000円 - 267,000) × 1% = 87,430円 (自己負担限度額)

300,000円 - 87,430円 = 212,570円 (高額療養費として、後日に給付されます)

80,100円 - 25,000円 = 55,100円 (付加給付として、高額療養費と一緒に給付されます)

300,000円 - 212,570円 - 55,100円 = 32,330円 (最終的な自己負担)

【 限度額適用認定証を使ったとき 】

医療費の総額		
窓口負担	高額療養費	療養の給付・7割 健康保険組合が負担します
高額療養費の 自己負担限度額		
最終的な 自己負担	付加給付 (払い戻し)	

自己負担限度額を超える分は、窓口負担しなくて済みます。差額は、健康保険組合が負担します。

診療月の3か月後に健康保険組合から給付されます。

【例・医療費の総額が1,000,000円かかったが、限度額適用認定証を使ったとき】

1,000,000円 × 3割 = 300,000円

窓口負担するべき額が高額療養費の指定額80,100円を超えているので、

80,100円 + (1,000,000円 - 267,000) × 1% = 87,430円

(この自己負担限度額を窓口負担します)

300,000円 - 87,430円 = 212,570円 (高額療養費は、健保組合が負担します)

80,100円 - 25,000円 = 55,100円 (付加給付として、後日に給付されます)

300,000円 - 212,570円 - 55,100円 = 32,330円 (最終的な自己負担)

★高額療養費の詳細や自己負担限度額の求め方などは、「高額療養費と付加給付と自己負担限度額」をご覧ください。